

政府情報の流通・アクセス：アメリカ連邦政府の場合

- ◆ 日本アーカイブズ学会 2010 年大会より
 - * 「公文書管理法」施行（2011 年 4 月）に向けて

 - * さまざまな「アーカイブズ」/「アーカイブズ研究」
 - ・ 文学館・文学資料、個人（私人）資料、政府文書、電子政府とのつながり…
 - ・ 組織化のための標準：図書館界のものとの相違
 - ・ 用語の統一をめぐる問題
 - 文書（記録）管理の「担い手」の多様性も背景に

- ◆ アメリカにおけるいくつかの制度（インターネット以前に確立）
 - * 連邦政府刊行物寄託図書館制度（FDLP）
 - ・ 19 世紀に確立：情報公開制度よりもずっと前！
 - 現在のしくみが確立するのは 1895 年法による
 - ・ 政府機関（政府印刷局）と図書館界とのネットワークに基づく、刊行物アクセスの保障

 - * 国立公文書館・記録管理庁（NARA）
 - ・ 国立公文書館としての設立は 1934 年
 - ・ 第 2 次世界大戦前後に記録管理（公文書管理）の重要性が増す
 - 行政活動の拡大を背景に
 - 記録管理の機能が付け加わる

 - * 情報公開制度
 - ・ 1966 年法制定、1967 年施行
 - ・ 請求に基づく公開 + 除外規定 + 異議申し立てに対する取扱い
 - ・ 「請求を待たず、積極的に提供する情報」に関する規定も
 - 具体的には、官報への掲載などを通じて

- ◆ 古賀（2009）で示した論点
 - * 電子政府へのアクセスの需要
 - ・ 平常時の場合、非常時の場合

 - * 「公共図書館の価値への期待」はどの程度か？

* フロリダ州の事情

- 州の財政難による政府窓口の閉鎖→しわ寄せが図書館に…
- 「ケースワーカー」「ソーシャルワーカー」としての図書館員
- 背景の問題のひとつは、インターネット回線への接続がもっぱら民間企業によって担われていること
 - 図書館、学校に対する「インターネット接続のための補助金制度（e-rate）」もあるが…

★ 「図書館員が業務として担うべき範囲、担うべきでない範囲の区分」がポイントに

* FDLP と、電子政府関連サービスとのギャップ

- アリゾナ州の場合（本年3月に訪問調査）
 - 政府刊行物（GPO が把握できた分）すべての保存は、州立図書館（実際には州立図書館・文書館・公的記録局が同一施設）に委ねる。（州内に必ず1つは、「すべての連邦政府刊行物」の保存を担う図書館が指定される）
 - アリゾナ大学図書館は、大学のカリキュラムに必要な、最小限の刊行物のみ収集する。（基本的にはネット上で把握できるものをサービス対象とする）
 - 公共図書館（アリゾナ大学のあるツーソン地域）はパンフレット類のみ収集。
- 「刊行物」だけで、どれだけの需要があるか…

◆ 電子時代の取り組み

* GPO と各大学図書館などとの「パートナーシップ」による取り組み

- CyberCemetery（ノーステキサス大学図書館） <http://govinfo.library.unt.edu/>

* 政府刊行物の電子上での検索サイト（保存のしくみとセット）

- GPO Access（旧サイト） <http://www.gpoaccess.gov/>
- FDSys（新サイト） <http://www.gpo.gov/fdsys/search/home.action>

◆ 次回（5/10）への宿題

<1> 配布する以下の2つの論文を一読し、感想や疑問点を次回授業の最初に述べられるようにすること。（主に前者について。後者は参考程度でよいが、授業のために一読しておくこと）

・武田和也. 海外動向との対比からみた日本の Web アーカイビングの課題と展望：国立国会図書館の取り組みを通して. 情報の科学と技術. 2008, vol. 58, no. 8, p. 394-400.

・インターネット資料の収集に向けて：国等の提供するインターネット資料を収集するための国立国会図書館法の改正について. 国立国会図書館月報. 2009（8月）, no. 581, p. 4-11.

<2> あわせて、国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業」のサイト（<http://warp.ndl.go.jp/search/>）にアクセスし、自分に関心のある2～3つのサイトの保存状況（うち必ずひとつは政府機関ないし自治体のサイトを含めること）がどうなっているかを調査し、あわせてこのサイトを使ってみての感想などを、次回授業の最初に述べられるようにすること。

★注意！！

次回（5/10）より、教室は附属図書館4階 研究開発室となります。

通常の利用者用入口から入り、エレベーターで4階まで上がって下さい。（別紙参照）